

佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付要綱

(病院等が自施設の職員に対し、受講料等を助成する場合に適用)

(趣旨)

第1条 知事は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2に規定する特定行為研修の受講を促進するため、病院等（以下「補助事業者」という。）が、特定行為研修を受講するための経費を負担する特定行為研修受講者（以下「間接補助事業者」という。）の助成に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の補助事業者は、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等とし、間接補助事業者は保健師助産師看護師法第37条の2第4号に規定する特定行為研修受講者とする。

2 補助事業者及び間接補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者及び間接補助事業者は、前項の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費は、病院等が、特定行為研修受講に要する経費（入学金、受講料）を補助するための経費とし、定額（次の表により算出して得た額を限度）とする。

1 対象経費	2 基準額	3 補助率	4 算出額
特定行為研修受講に要する経費 (入学金、受講料)	1人当たり 600千円	2分の1	(1) 第1欄に定める対象経費の実支出額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を限度額とする。 ※補助の対象は、「1対象経費」の納入期限の属する年度（年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる）に支払いが完了する見込みの経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度知事が指示する期日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額の増減を伴わない軽微な変更については除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付すこと。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の全部又は一部を取消することがあること。

ウ 間接補助事業者は、間接補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

エ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、間接補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、補助事業者が前条第1項の各号に掲げる条件に違反した場合、若しくは前条第1項第4号の規定による知事の承認を得た場合には、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 知事は、補助事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定により、交付決定を取り消した場合において、県は既に交付された補助金について返還させることができる。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は毎年度3月31日（補助金を概算払で交付を受けた場合は、翌年度4月20日まで）のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付できるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号及び第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第9条 補助金等の交付の決定が取り消された場合において、当該取り消しに係る部分に関し、補助金が交

付されているとき及び補助金の額が確定された場合において、その額を超えて補助金が交付されているときは、知事が指定する期限内に返還するものとする。

2 補助金の額が確定された後についても、特定行為研修の全部又は一部を受講しないこととなったとき又は全部を修了したときは、知事に報告するものとする。

3 前項の報告を受け、知事が必要と認める場合及び研修機関から入学金、受講料が補助事業者等へ返還される場合に補助金の額の再確定された場合において、その額を超えて補助金が交付されている場合は、知事が指定する期限内に返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者
住 所
施設名
職・氏名

年度佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり看護師特定行為研修受講促進事業を実施したいので、
看護師特定行為研修受講促進事業費補助金 金 円を交付されるよう、
佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付
要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所要額調書 (別紙1のとおり)
- 2 事業計画書 (別紙2のとおり)
- 3 添付書類
(1) 収支予算書の抄本 (別紙3のとおり)
(2) 受講の決定を証する書類
(3) その他研修に必要となる資料

様式第2号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

住 所

施設名

職・氏名

年度佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 医 第 号により補助金交付決定の通知があった
年度佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業について、下記により事業内容を
(変更・中止・廃止) したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県看護師特定
行為研修受講促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請しま
す。

1 (変更・中止・廃止) 理由

2 添付書類

- ・変更承認申請の場合は、変更する事業内容と経費（変更前と変更後とを比較するこ
とができるもの）を明らかにする書類

様式第3号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

住 所

施設名

職・氏名

年度佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け医 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業所要額精算書 (別紙4のとおり)
- 2 事業実施報告書 (別紙5のとおり)
- 3 添付書類
(1) 収支決算書の抄本 (別紙6のとおり)
(2) 研修受講に要する経費を支払った領収書の原本又は写し
(2) その他研修に必要となる資料

様式第4号（精算払）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

住 所

施設名

職・氏名

年度佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 医 第 号で確定通知があった佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

振 込 先 (銀行) (支店) (預金種目 普通・当座)

口座番号 () フリガナ 名義人氏名 ()

様式第5号 (概算払)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者
住 所
施設名
職・氏名

年度佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 医 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳	交 付 決 定 額	金 円
	交 付 済 額	金 円
	今 回 請 求 額	金 円
	残 額	金 円

振 込 先 (銀行) (支店) (預金種目 普通・当座)

フリガナ

口座番号 () 名義人氏名 ()

佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業所要額調書

施設名 _____

1 所要額内訳

助成額 (A)	寄付金その他の取 入額 (B)	差引対象額 (C) (A) - (B)	選定額 (D)	県補助所要額 (E)
円	円	円	円	円

- (注) 1 A欄は、「2 助成・支出予定額明細書」のA_i欄の合計金額を記載すること。
 2 D欄は、「2 助成・支出予定額明細書」のD_i欄の合計金額を記載すること。
 3 E欄は、C欄とD欄を比較して、いずれか低い額に1/2を乗じた額を記載すること（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）。

2 助成・支出予定額明細書

受講者氏名	助成額 (A) の内訳			受講者の支出予定額			基準額	選定額 (D _i)
	対象経費			対象経費				
	入学金	受講料	計 (A _i)	入学金	受講料	計		
	円	円	円	円	円	円	円 600,000	円
	円	円	円	円	円	円	円 600,000	円
計	円	円	(A) 円	円	円	円	—	(D) 円

- (注) 1 「助成額 (A) の内訳」は、病院等が助成する予定額を記載すること。
 2 D_i欄は、A_i欄と基準額欄の額を比較して、いずれか低い額を記載すること。

佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金事業計画書

施設名 _____

1 受講職員

		優先順位	
受講職員	氏 名	()歳	看護職員経験年数 ()年
	職 種		
受講する特定行為区分			
指定研修期間	名 称		
	所在地		
研修期間		年 月 日 ~ 年 月 日	

- (注) 1 同一法人・同一施設から複数受講される場合は、優先順位を記載すること
 2 看護職員経験年数は、他機関での経験の含め、産育休・病休など除く経験年数を記載すること

2 事業の実施方法等

(1) 指定研修機関の 選定方法	
(2) 受講に要する費用 負担の考え方	

3 受講する特定行為区分における施設の現状と課題及び必要性

4 事業実施により期待される効果（受講終了後、予定される特定行為にかかる業務内容等も記載すること）

- (注) 1 指定研修機関からの選考決定通知書又は合格通知書等の写しを添付すること
 2 受講職員の雇用条件を表す辞令書又は勤務条件通知書等の写しを添付すること
 3 受講する研修の募集要項等（受講料等の額がわかるもの）を添付すること

年度 収支予算書（見込書）の抄本

収入

科 目 名	予 算 額	説 明
	円	
計		

支出

科 目 名	予 算 額	説 明
	円	
計		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所
施設名
職・氏名

佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業所要額精算書

施設名 _____

1 所要額内訳

助成額 (A)	寄付金その他の収 入額 (B)	差引対象額 (C) (A) - (B)	選定額 (D)	県補助所要額 (E)
円	円	円	円	円

- (注) 1 A欄は、「2 助成・支出額明細書」のA₁欄の合計金額を記載すること。
 2 D欄は、「2 助成・支出額明細書」のD₁欄の合計金額を記載すること。
 3 E欄は、C欄とD欄を比較して、いずれか低い額に1/2を乗じた額を記載すること（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）。

2 助成・支出額明細書

受講者氏名	助成額 (A) の内訳			受講者の支出額			基準額	選定額 (D ₁)
	対象経費			対象経費				
	入学金	受講料	計 (A ₁)	入学金	受講料	計		
	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	600,000	円
計	円	円	(A) 円	円	円	円	—	(D) 円

- (注) 1 「助成額 (A) の内訳」は、病院等が助成する額を記載すること。
 2 D₁欄は、A₁欄と基準額欄の額を比較して、いずれか低い額を記載すること。

佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助金事業実施報告書

施設名 _____

受講職員

受講職員	氏 名	
	職 種	
受講する特定行為区分		
指定研修期間	名 称	
	所在地	
研修期間		年 月 日 ~ 年 月 日

- (注) 1 指定研修機関に支払った研修受講に要する経費（入学金、受講料）の領収書の原本
又は写しを添付すること
- 2 指定研修機関からの受講決定通知書の写しを添付すること
- 3 その他、研修に必要な書類を添付すること

年度 収支決算書の抄本

収入

科目名	予算額	決算額	過不足額	説明
	円	円	円	
計				

支出

科目名	予算額	決算額	過不足額	説明
	円	円	円	
計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所
施設名
職・氏名